

令和5年度
第1回安平町町民自治推進委員会

議 案



日 時 令和5年3月1日（金）午後3時00分～

場 所 安平町役場総合庁舎 2階会議室

次 第

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議 事

(1) 「子どもにやさしいまち」の理念に基づくまちづくり基本条例の見直し・検討について

(2) 成年年齢の引下げに伴う町民参画関連条例の見直し・検討について

(3) 町民参画推進条例に基づく町民参画手続の実施状況について

* 令和4年度 7月～3月末までの実績

* 令和5年度 4月～6月末までの実績

* その他、町ホームページでの会議録の公表状況について（報告）

4 その他

5 閉 会

(振り返り) まちづくり基本条例と関連条例、これまでの経過について (要約版)

①関連条例の体系

- ・平成25年12月に公布した「安平町まちづくり基本条例」を平成26年12月26日に施行。
- ・このほか、「安平町町民参画推進条例」など、関連条例も施行。

条例名	内容
まちづくり基本条例	安平町の憲法的な位置付け。行政・町民・議会のそれぞれの役割を担いながら、みんなが参加して「まちづくり」を進めるためのルールが規定

関連条例名
町民参画推進条例、住民投票条例、議会基本条例、町民自治推進委員会条例

②安平町町民自治推進委員による提言書・申送書の提出について

第1期委員会 (平成29年2月20日提出) 提言書

①町民参画手続のさらなる標準化について

- ・条例改正や職員マニュアルの充実、標準スケジュールの例示 など

②審議経過の積極的な公開について

- ・各種審議会等の会議録を公開するページを設け、審議経過や結果の共有を図る

第2期委員会 (令和元年7月12日提出) 提言書

①自治会・町内会の再生及び活性化について

- ・地区別計画の策定やまちづくり事業支援交付金などの財源支援策を講じること。

②町民自治推進委員会条例の見直しについて

- ・会議における発言のしやすさ、グループワーク等による調査審議の深まりや継続性を向上させることを目的としてコンパクトな委員定数とすること。

③審議経過の積極的な公開について【第1期から継続案件】

第3期委員会 (令和4年7月13日提出) 申送書

①「子どもにやさしいまち」の理念に基づくまちづくり基本条例の見直し・検討について

- ・子どもの権利やまちづくりの参画について明確に謳われていないため、まちづくり基本条例の見直し・検討をすること。

②成年年齢の引下げに伴う町民参画関連条例の見直し・検討について

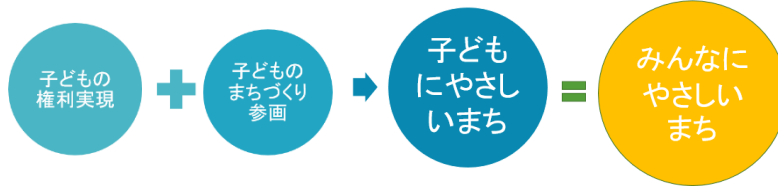
- ・町民参画関連条例における年齢要件の見直し・検討をすること。
- ・【付帯意見】18歳までと限定⇒理念との矛盾が生じる。18歳以下まで拡大は不要 など

こうした経過を踏まえ、現委員 (第4期委員) においては、第3期委員からの申送り案件を整理していく必要があることから、①、②に対する委員それぞれの考え方を確認しながら、最終的には本委員会として答えや方向性を導き出していきます。

(1) 「子どもにやさしいまち」の理念に基づくまちづくり基本条例の見直し・検討について

■ 「子どもにやさしいまちづくり」とは

・ユニセフが提唱する「子どもにやさしいまちづくり」



- ・日本ユニセフはH30に子どもにやさしいまちづくり (=CFC) モデル検証作業を進めるため全国から安平町を含む5自治体を検証自治体として委嘱
- ・令和3年12月には日本で初めて実践自治体に承認され、チェックリストにより目標や行動計画を定め、子どもにやさしいまちづくりの実現に向けて取り組んでいる。

日本型CFCモデルチェックリスト (日本共通)	ルーブリック評価 (安平版)	R4-目標 (R3評価結果を踏まえて)	R4評価	評価の概要	R4-目標 (R4評価結果を踏まえて)	備考 (国庫な記録、分野や事業の立案の必要性等)	R4事業実績 (数値・アウトプット)	R4事業実績 (参考資料)
1. 子どもの権利 自分たちに影響を及ぼす問題への、子どもたちの積極的参画を推進すること。意思決定プロセスで子どもたちの意見を聴き、それを考慮に入れること。								
11 行政活動全体にわたって、子どもの権利条約12条が意図を反映されるしくみを有しているか？	行政活動全体にわたって、子どもの権利条約12条が意図を反映されるしくみを有しているか？	R3児童アンケート実績 3分野での幅広い分野で実施する。	○	R4児童アンケート実績は 早来学園の4分野のみ、子どもにやさしいアンケート(1区)であり、特定の分野で実施されたため、あびら教育プランや社会参画では白河子どもの意見交換会も実施されている。	R4児童アンケート実績 3分野での幅広い分野で実施する。	12条が意図を反映されるしくみを有しているか？	・児童アンケート 2回 ・意識調査アンケート 1回 ・児童アンケート 1回 ・アンケート実施アンケート 1回	・資料 https://www.town.abira.lg.jp/oshi/rase/71/16591
12 児童ははじめから一般に子どもの意見を尊重しているか？	児童ははじめから一般に子どもの意見を尊重しているか？	CFCそのものや、これを工合とした学校参画・あびら教育プランなどの取り組みを通じた積極的参画を有している。	◎	広報誌、あびらチャンネル、ホームページなどによる積極的参画に加え、各課担当課長も積極的参画している。	CFCそのものや、これを工合とした学校参画・あびら教育プランなどの取り組みを通じた積極的参画を有している。	2. 児童ははじめから一般に子どもの意見を尊重しているか？	・児童アンケート 2回 ・あびらチャンネル 9回 ・児童ホームページ運営 ・Facebook運用 ・各種会議・研修開催 4回	・資料 https://www.town.abira.lg.jp/kouodote/aoobirarabi/sakko/1521/https://www.town.abira.lg.jp/kouodote/aoobirarabi/sakko/1521/https://www.town.abira.lg.jp/kouodote/aoobirarabi/sakko/1521/

・そのうち、まちづくり基本条例、町民参画条例に関連するチェック項目は次のとおり

チェック項目	令和4年度評価【◎・○・△】
行政活動全体にわたって、子どもの権利条約12条(子どもが意見を表す権利をもつこと)の原則が反映されるしくみを有しているか？	【○】 児童アンケート実績で、特定の分野(早来学園、デジタル政策)で実施された。
子どもたちには、自己に影響を与える行政上の手続において意見を聴かれる権利が認められているか？	【◎】 あびら教育プランを中心に、子どもの考えを尊重した事業展開がある。
地方自治体は、その管理下にある条例等において子どもの人権が尊重されているか？	【○】 まちづくり基本条例には明確に「子ども」とは表現はないが、広く意見募集するよう規定されている。
新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続があるか？	【◎】 子ども・子育て支援事業計画などにおいて子どもを対象にニーズ調査を実施している。
子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略の策定にあたり、子ども・若者などが参加できるようにするための幅広い協議は行われたか？	【◎】 子ども・子育て支援事業計画等の策定において実現した。

■まちづくり基本条例における関連箇所

第11条（町民参画の権利と責任）

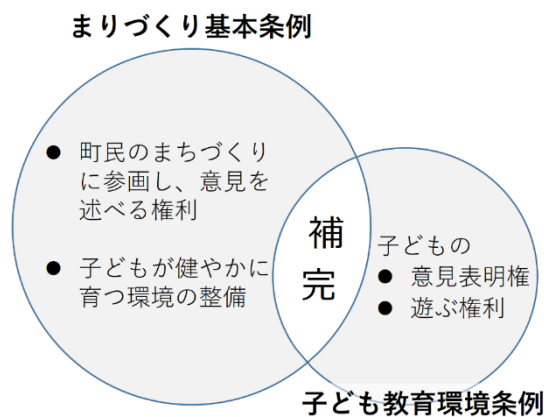
町民は、まちづくりに関する情報を知る権利、まちづくりに参画し意見を述べる権利を有します。→広く「町民」という表現

第18条5（担い手づくり）

町は、次世代を担う子どもの成長過程における保護と支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めます。→子どもが健やかに育つ環境の整備の必要性

■（仮称）子ども教育環境条例の制定に向けて

教育委員会事務局において、子どもの権利として子どもにやさしいまちづくりの理念や意見表明権、遊ぶ権利などを条例の軸に据えた「（仮称）子ども教育環境条例」の制定を検討している。



■基本条例に先行して行われる子ども参画の具体的な取組み（令和4年度）

- ・あびら教育プラン
- ・各種アンケート（制服、ジャージ、地域開放、学園サインデザイン、デジタル政策）

■まとめると・・・

- ・子どもにやさしいまちづくり事業の実践自治体として承認されている。
- ・まちづくり基本条例には「子ども」に関する表現はないが、広く町民のまちづくりへの参画・意見を述べる権利について触れられている。
- ・（仮称）子ども教育環境条例により子どもの意見表明権、遊ぶ権利などを保障する。
- ・子どもたちの意見が様々な場面でまちづくりに反映されている。

調査・審議のポイント

- ・まちづくり基本条例に「子ども」の社会参画などの子どもにやさしいまちの理念を盛り込む改正をすべきか。
- ・別途検討される「（仮称）子ども教育環境条例」がカバーすることでまちづくり基本条例の改正は不要か。
- ・子どもにやさしいまちづくり事業の実践に向けて、行政がやれること、町民がやれることはあるか。

(2) 成年年齢の引下げに伴う町民参画関連条例の見直し・検討について

■ 成年年齢が20歳から18歳に引下げ

- ・ 国民投票の投票権年齢や選挙権年齢が18歳に定められるなどの社会情勢変化
- ・ 民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）が成立し、令和4年4月1日より施行
- ・ 大きく2点について年齢が引下げとなる
 - ①一人でも有効な契約をすることができる年齢
 - ②親権に服することがなくなる年齢

成年年齢の引下げに伴う主な年齢要件の変更について

18歳に変わるもの	20歳に維持されるもの
●10年用一般旅券の取得	●養子をとることができる年齢
●性別の取扱いの変更の審判	●喫煙・飲酒年齢
●公認会計士・司法書士資格	●ギャンブル
●医師・歯科医師・獣医師免許 など	●大型・中型免許 など

■ 民法改正に伴う安平町の対応

年齢引下げに準じるもの（安平町住民投票条例（公職選挙法に準じるため満18歳以上が対象））
年齢引下げを検討するもの（町民参画推進条例、安平町町民自治推進委員会）

① 町民政策提案制度（町民参画推進条例 第7条第1項第4号）

町政に対する町民参画をより一層推進するため、町民の多様な発想から生まれる優れた提案を積極的に町の施策に反映させるための制度。通常の提案や苦情とは異なり、町と町民が共に取り組むことで相乗効果が期待できる具体的な政策を提案してもらうもの。

（町民政策提案の手続）

第9条 第7条第4号に規定する町民政策提案は、**年齢満20歳以上**で町内に住所を有する10人以上の連署をもって、その代表者から町に対し、対象施策について、現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を提案することができる。

② 安平町町民自治推進委員会の委員の選定方法（要綱第2条第1項）

1号委員（無作為抽出）として委嘱する場合、候補者となる**満20歳**から満69歳までの者を無作為に抽出し、希望があった場合に候補者として委嘱するもの。

調査・審議のポイント

- ・ 条例の見直しの必要性について
- ・ 若い方の町民参画、まちづくりへの参加について
- ・ 18歳以下の子どもを町民政策提案制度・自治推進委員の対象とすべきか

(3) 町民参画推進条例に基づく町民参画手続の実施状況について

■ 町民参画の対象となる重要施策等

第6条第1項①～⑥

町は、次の6項目に該当する施策等の実施・策定にあたっては事前に町民参画の手続を行います。

① 総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更

例) 安平町総合計画(基本構想と基本計画)、安平町地域防災計画、安平町過疎地域自立促進市町村計画、安平町都市計画マスタープラン、安平町地域福祉総合計画など

② 町政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃

例) 安平町まちづくり基本条例、安平町町民参画推進条例、安平町環境基本条例、安平町情報公開条例、安平町個人情報保護条例 など

③ 町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

例) ・安平町空き地の環境保全に関する条例など「罰則」が定められた条例
・公共施設設置条例など「許認可」について定められた条例
・その他町民に対する規制や禁止行為を定めた条例 など

④ 大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更

広く町民が使用する公共施設、道路、水道施設等の新設・改修等で、その事業費(用地費、調査設計費を含む)が概ね5億円を超える事業

⑤ 町民の生活に重大な影響を及ぼす施策の決定

例) 施設の統廃合、地域公共交通の再編 など

⑥ 上記①から⑤のほか、町長が特に必要と認める事項

■ 町民参画手続の適用対象外

第6条第2項①～⑤

次の項目に該当する場合には、第1項で定めた対象施策等であっても、町民参画手続を省略することができます。

- ① 軽易なもの
- ② 緊急に行う必要のあるもの
- ③ 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
(町の判断の余地がないもの)
- ④ 町の内部事務処理に関するもの
- ⑤ 税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

* なお、「緊急に行う必要のあるもの」として、町民参画を実施しない場合は、安平町町民自治推進委員会に報告するとともに、対象施策等の名称、概要、担当課名、町民参画を実施しなかった理由（緊急に行う必要があるものと判断した理由）を町広報紙・町ホームページで公表します。

■ 町民参画の実施方法

町民参画の実施方法については、条例第7条と施行規則第6条で規定。町はこれらの中から、対象となる重要施策等の性質や検討時間などを考慮して、適切な方法を選択するとともに、具体的な方法を複数組み合わせるよう努めることとしています。

条例第7条（区分）	施行規則第6条（具体的方法）
(1) パブリック・コメント等広く意見等を募集するための手続	<input type="checkbox"/> パブリック・コメント <input type="checkbox"/> アンケート調査 <input type="checkbox"/> モニター制度
(2) 集会の形態をとり、町民と町の対話を通じて意見交換等を行うための手続	<input type="checkbox"/> 町民説明会 <input type="checkbox"/> ワークショップ
(3) 会議の形態をとり、町民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続	<input type="checkbox"/> 審議会等 <input type="checkbox"/> ワークショップ

[複数の組み合わせ例]

- ◆ アンケート調査+ワークショップ+審議会等+パブリック・コメント（総合計画策定）
- ◆ ワorkshop+町民説明会（大規模施設建設）
- ◆ 審議会等+パブリック・コメント（条例改正）

■ 町民参画手続の実施状況（令和4年度実績）

対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

(1)パブリックコメント

No.	事業名称及び担当課	概要	募集期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	安平町農業経営基盤強化促進基本構想の変更 【産業振興課農政・畜産G】	北海道農業経営基盤強化促進基本方針の見直しに基づき、安平町における持続的な農業経営の発展していくために必要な事項を定めるもの。	令和4年4月5日～4月28日	HP・広報あびら4月号・総合庁舎、総合支所での閲覧	町民	0件	HP、広報あびら8月号、担当窓口での閲覧	
2	安平町地域公共交通計画の策定 【政策推進課政策推進G】	安平町の公共交通を時勢に則した最適化を図るためのマスタープラン(第2期:令和4年度～令和8年度)として策定するもの。	令和4年4月5日～4月25日	HP・広報あびら4月号・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP、広報あびら7月号、担当窓口での閲覧	
3	安平町情報通信技術を活用した行政推進等に関する条例の策定 【総務課】	行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与するため、情報通信技術を利用する方法により手続き等を行うために必要な事項を定めるもの。	令和4年5月17日～6月6日	①総合庁舎及び総合支所での閲覧 ②広報紙 ③HP掲載	①町内に居住または通勤・通学している方 ②町内において事業を行いまたは活動を行う個人または法人その他団体	0件	HPに掲載	
4	安平町行政改革プラン2022の策定 【総務課】	第3次安平町行政改革プランにおける改革の基本姿勢「協働によるまつづくりの推進」、「町民の立場に立った普段の行政改革の推進」、「町民の立場に立った普段の行政改革の推進」の考え方を継承しながら、本町を取り巻く現状と課題を十分踏まえ、「安平町の将来を見据えた住民サービスの最適化」を目指すもの。	令和4年6月20日～7月11日	HP・広報笑顔6月号・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP、広報あびら8月号	
5	第2次安平町総合計画 後期基本計画の策定 【政策推進課】	「育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち」の実現に向けて策定している中期基本計画が令和4年(2022)年度を持って満了することから、令和5(2023)年度から4ヵ年計画期間とする後期基本計画を策定するもの。	令和5年1月17日～2月6日	HP掲載・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HPに掲載	
6	安平町耐震改修促進計画の策定 【建設課】	安平町耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条に基づき作成し、同法第4条に基づき建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針を求めるもの。	令和5年1月20日～2月10日	HP掲載・総合庁舎での閲覧	①町内に居住または通勤・通学している方 ②町内において事業を行いまたは活動を行う個人または	0件	HPに掲載予定	
7	「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う条例改正 【総務課】	令和3年5月「デジタル社会の形成を図るための関係法律整備に関する法律」の公布により、「個人情報の保護に関する法律」が改正されたことにより、本町における個人情報制度の見直しを行う必要があることから、新たに個人情報保護法施行条例を制定するもの。	令和5年1月30日～2月17日	HP掲載・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔3月号、担当窓口での閲覧	

8	安平町森林整備計画の変更 【産業振興課】	森林法第5条第1項の規定により、令和4年12月27日付けで「胆振東部地域森林計画」が樹立されたことから、地域森林計画対象民有林(林小班)が所在する安平町の民有林について、地域森林計画に適合した計画に変更するもの。	令和5年2月10日～3月10日	HP掲載・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP、担当窓口での閲覧	
9	安平町議会の個人情報の保護に関する条例の策定 【議会事務局】	個人情報の保護に関する法律は地方公共団体の議会が規律の対象となっていないことにより、独自に安平町議会の個人情報保護条例を制定するもの。	令和5年1月20日～2月9日	HP掲載・総合庁舎及び総合支所での閲覧	①町内に居住または通勤・通学している方 ②町内において事業を行いまたは活動を行う個人または	0件	HP掲載	

(2)アンケート調査

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	実施方法	対象	回答件数	結果の公表状況	摘要
1	立地適正化計画策定業務 【建設課施設G】	立地適正化計画策定にあたり、都市づくりへの意識・評価と今後の都市づくりへの意向を把握するため行うもの	令和4年11月1日(火)～11月22日(火)	対象者へ郵送	18歳以上の安平町民のうち無作為に1,	533名	計画策定時に結果を掲載又は資料版に記載予定	

(3)モニター制度

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	公募方法	参加状況	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	該当なし							

(4)町民説明会(審議会等以外の団体への意見聴取を含む)

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	ラ・ラ・タウンおいわけ分譲地減額キャンペーンに係る住民説明会 【政策推進課】	ラ・ラ・タウン・おいわけ分譲地の販売促進を目的とした減額キャンペーンの実施に当たり、当該地域住民及び土地所有者への事前説明を行うもの。	令和4年6月7日(火)	対象者へ郵送	青葉町内会長副会長・土地所有者・居住者	4名	HP・広報8月号、担当窓口での閲覧	別途審議会等において意見聴取を行ったもの ※令和4年2月15(火)安平町行政改革推進委員会

(5) ワークショップ

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	移住者ミーティング (第2次安平町総合計画 後期基本計画の策定関連) 【政策推進課】	総合計画後期基本計画の策定にあたり、移住して概ね5年程度の方に参加いただき、移住者目線での安平町の魅力や課題について意見交換をしていただくもの。	令和4年8月27日(土)	LINE@、対象者へ郵送	移住して概ね5年程度の町民	9名	HP・広報10月号、担当窓口での閲覧	

(6) 審議会等において意見聴取を行ったもの

No.	事業名称及び担当課	概要	審議会の名称・開催日	第6条第1項の該当、審議内容等	結果の公表状況
1	安平町地域公共交通計画の策定 【政策推進課】	安平町の公共交通を時勢に則した最適化を図るためのマスタープラン(第2期:令和4年度～令和8年度)として策定するもの。	第1回安平町地域公共交通会議 令和4年6月9日	1号(計画策定)に該当 安平町地域公共交通会議兼協議会にて、計画案を説明・意見を聴取するとともに、策定完了の合意を得た。	HP(会議録公表ページ)、担当窓口での閲覧、広報笑顔R4.7月号(今後政策推進課で一括結果公表)
2	安平町行政改革プラン2022の策定 【総務課】	第3次安平町行政改革プランにおける改革の基本姿勢「協働によるまつづくりの推進」、「町民の立場に立った普段の行政改革の推進」、「町民の立場に立った普段の行政改革の推進」の考え方を継承しながら、本町を取り巻く現状と課題を十分踏まえ、「安平町の将来を見据えた住民サービスの最適化」を目指すもの。	第3回安平町行政改革推進委員会 令和4年8月4日	1号(計画策定)に該当 安平町行政改革推進委員会において、計画案を説明・意見を聴取するとともに、策定完了の合意を得た。	HP(会議録公表ページ、各計画掲載ページ) 広報笑顔 R4年9月・10月・11月号の3回に分けて計画概要を掲載
3	ときわキャンプ場の指定管理者制度の導入及び公募について 【建設課】	安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づき、ときわキャンプ場の指定管理者制度の導入及び公募について第三者意見を聴取するもの。	第4回安平町行政改革推進委員会 令和4年9月29日	6号(その他)に該当。 行政改革推進委員から意見を聴取し、特筆する意見はなかった。	HP(会議録公表ページ)
4	第2次安平町総合計画 後期基本計画の策定 【政策推進課】	総合計画の策定について、当町の諮問機関である安平町未来創生委員会に対し、諮問を行い、それに関する審議を行った上で、答申をいただくもの。	第1回未来創生委員会 令和4年7月15日 第2回未来創生委員会 令和4年9月13日	1号(計画策定)に該当 総合計画 後期基本計画の策定に関する各種審議を実施した。	HP(会議録公表ページ)、担当窓口での閲覧、広報にて公表
5	安平町子ども・子育て支援事業計画の策定 【教育委員会事務局】	子ども・子育て会議委員に意見聴取を行うもの。	第20回子ども・子育て会議 令和4年9月29日 第21回子ども・子育て会議 令和5年2月22日	1号(計画策定)に該当 子ども・子育て会議委員から意見を聴取し、計画見直し(案)へ反映させる。	HP(会議録公表ページ)、意見反映した計画(案)をHP、広報あびらR5.5-6月号に掲載予定

(7) 条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

No.	名称及び担当課	概要	第6条第1項の該当・判断日	実施しなかった理由(条例第6条第2項)
1	安平町橋梁長寿命化修繕計画の策定 【建設課】	道路法第42条に基づき安平町が管理する道路橋の長寿命化を図るため、定期的な法令点検の実施と計画的な修繕を推進するため策定するもの。	3号該当(権利・義務) 判断日 令和4年9月8日	条例第6条第2項第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの)により実施しない。
2	安平町火葬場条例の一部改正 【税務住民課】	燃料費高騰などの情勢に鑑み、利用者負担の適正化に資するよう、追分斎場における小動物炉の使用料等を改定するもの。	3号該当(権利・義務) 判断日 令和5年2月8日	条例第6条第2項第5号(税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)により実施しない。
3	安平町国民健康保険第2期保険事業計画(データヘルズ計画)の策定及び第3期特定健康審査等実施計画の実施【健康福祉課】	生活習慣病対策をはじめとする安平町国民健康保険被保険者の健康増進により、医療費の適正化と国民健康保険の財政基盤強化を図るもの。	1号該当(計画策定) 判断日 令和5年2月28日	条例第6条第2項第1号(軽易なもの)により実施しない。 国の指針及び手引きに沿って計画後半の取組について、軽微な変更を行ったもの。

* 条例第6条第2項第2号(緊急に行う必要があるもの)に該当する案件は0件

■ 町民参画手続の実施状況（令和5年度実績）

対象期間：令和5年4月1日～令和5年9月30日

(1)パブリックコメント

No.	事業名称及び担当課	概要	募集期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	農村滞在型余暇活動機能整備計画書の策定【商工観光課】	都市と農村の交流を促進するための機能整備に関する計画として策定するもの	令和5年5月22日～6月12日	広報笑顔5月号、町HP、総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	7件	HP、広報あびら8月号、総合庁舎及び総合支所での閲覧	
2	安平町デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画の策定【総務課情報G】	デジタル技術を中心とした社会変革により、『デジタル技術を活用した便利で快適にくらせるまちの実現』を目指すべき姿勢とし、実現に向けたその見通しをたてるため策定するもの	令和5年7月3日～7月31日	広報笑顔7月号、HP、総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP・広報あびら10月号・総合庁舎、総合支所での閲覧	

(2)アンケート調査

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	実施方法	対象	回答件数	結果の公表状況	摘要
1	該当なし							

(3)モニター制度

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	公募方法	参加状況	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	該当なし							

(4)町民説明会(審議会等以外の団体への意見聴取を含む)

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	該当なし							

(5)ワークショップ

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	都市計画マスタープラン策定に向けた住民意見交換会【建設課施設G】	まちづくり(都市計画マスタープラン)に対し、地域ごとの課題や今後の方向性についてグループ討議などにより広く意見を伺うもの	令和5年8月31日(木)	広報笑顔8月号・Web及び無作為抽出90名に郵送	町民	5名	計画策定時に結果を掲載又は資料版に記載予定	

(6)審議会等において意見聴取を行ったもの

No.	事業名称及び担当課	概要	審議会の名称・開催日	第6条第1項の該当、審議内容等	結果の公表状況
1	安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定【政策推進課政策推進G】	国より改訂を求められている、コロナやデジタル化などの社会情勢の変化に対応した、さらなる地域課題の解決や魅力向上に向けた総合戦略として改訂するもの。	第1回未来創生委員会 令和5年6月16日	1号(計画策定)に該当 総合戦略の策定に関する各種審議を実施した。	HP(会議録公表ページ)、担当窓口での閲覧、広報にて公表
2	苫小牧圏都市計画と畜場の変更【建設課施設G】	苫小牧圏都市計画と畜場の変更について行うもの	第17回安平町都市計画審議会 令和5年6月16日 第18回安平町都市計画審議会 令和5年8月30日	1号(計画策定)に該当。 安平町都市計画審議会委員から意見徴取し、承認されたことにより計画に反映された。	HP、広報にて公表、担当窓口での閲覧

(7)条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

No.	名称及び担当課	概要	第6条第1項の該当・判断日	実施しなかった理由(条例第6条第2項)
1	安平町行政改革プラン2022の一部修正【総務課総務G】	計画書中「今後の財政見直し」について、「安平町後期財政計画」との整合性を図るため計画数値を見直し、「職員数の推移」を「第4次安平町職員定員管理計画」にあわせ一部修正。	令和5年4月3日	条例第6条第1項の各号に該当しない事業ではあるが、行革委員会に諮り意見聴取する。

* 条例第6条第2項第2号(緊急に行う必要があるもの)に該当する案件は0件

■ 会議録の公表について

まちづくり基本条例及び情報公開条例に基づき、各種委員会・審議会等の会議録を町ホームページにて公表しています。

令和5年4月1日～2月15日 掲載分は次のとおりです。

※一部、実施日が令和4年度の会議も含まれます。

所管部署	会議名	開催数
議会事務局	安平町議会定例会	4
議会事務局	安平町議会臨時会	4
議会事務局	議会改革調査特別委員会	5
議会事務局	決算審査特別委員会	2
議会事務局	経済常任委員会	1
議会事務局	総務常任委員会	1
議会事務局	予算審査特別委員会	1
総務課	安平町行政改革推進委員会	2
総務課	安平町選挙管理委員会	8
総務課	安平町表彰者等選考委員会	1
教育委員会事務局	総合教育会議	2
教育委員会事務局	子ども・子育て会議	2
税務住民課	固定資産評価審査委員会	1
税務住民課	安平町町税等滞納整理対策本部会議	1
税務住民課	租税教育推進懇話会	1
建設課	安平町都市計画審議会	2
政策推進課	安平町未来創生委員会	4
政策推進課	安平町地域公共交通会議	2
政策推進課	安平町公共交通会議	1
合 計		45

【会議録ページ】

